

各 部 局 室 長 様
各 総 合 支 所 長 様

財 政 部 長

令和4年度予算編成要領

令和4年度予算編成に当たり、別途市長から指示された「予算編成方針」に基づき、下記のとおり予算編成要領を定めたので通知します。

記

1 基本姿勢

足下では新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立っておらず、令和3年度に引き続き、令和4年度の予算においても、感染症の拡大防止への尽力、新しい生活様式・社会の態様を見据えた市民生活や経済活動を支えていくことが求められており、全市を挙げてこれに取り組んでいくことを要する。

加えて、従前より同じく、人口減少や高齢化の進展を背景とした社会保障関係経費の増嵩、公共施設の老朽化等による維持補修費の高止まりも見込まれるなど、本市財政を取り巻く状況は依然として極めて厳しい状況にあると言わざるを得ない。

こうした中であって、将来に向けて持続的な財政基盤を堅持するためには、「下関市財政健全化プロジェクト(Ⅲ期計画)」に基づく取組をさらに推進する必要がある。他方、デジタル化の波をはじめとした社会・経済構造の変化は加速の兆しを見せており、そのような時代にあって「第二次下関市総合計画後期基本計画」に掲げる魅力あるまちを目指していくためには、従来にも増して行政の目標や成果を的確に見通し、緊急性・重要性を見極めた上で、施策を展開していかなければならない。

本市の財政を健全な状態で将来世代に継承していくためには、あらゆる施策を完全に望ましい水準で実施することはもはや困難である一方、構造変化により発生する新しい財政需要に柔軟に即応していかなければならないことにも鑑みれば、これまで以上に全庁を通じた施策の見直しを進めるとともに、真にこれからの本市に対して必要となる分野に限りある資源を適切に配分していくことが必要である。各部局においては、関係部局間の連携を徹底し、効率的・効果的な事業執行に努めるとともに、行政の簡素合理化の一層の推進、事業の優先度の明確化を体現することを念頭に、予算編成に当たられたい。

2 経費区分

一般会計経費について、次に掲げる区分に沿って要求・編成を行うものとする。

(1) 政策的経費

下記「①」から「⑥」に区分

① 主要投資事業

対象経費：財政課より別途通知する投資事業に要する経費

査定方式：一件査定

提出資料：重点事業説明資料（主要投資事業）

② 公共施設マネジメント推進事業

下記「ア」、「イ」及び「ウ」に区分

査定方式（両区分共通）：一件査定

提出資料（両区分共通）：重点事業説明資料（公共施設マネジメント推進事業）

ア 個別施設計画に基づく改修事業

対象経費：「下関市公共施設等総合管理計画」（平成 28 年 2 月策定）の下位計画として策定した各「個別施設計画」に基づき、当該計画の進捗を図るための改修を行う事業に要する経費

イ 売却事業

対象経費：以下のとおり

- ◇ 「未利用財産検討委員会」において判定区分 1、2、3 かつ付帯意見で①とされた事業に要する経費
- ◇ 「公共施設マネジメント事前協議」において「解体（跡地売却を含む）」事業として承認された事業に要する経費

ウ 施設解体事業

対象経費：以下のとおり

- ◇ 「未利用財産検討委員会」において判定区分 5 かつ付帯意見で①とされた事業に要する経費
- ◇ 「公共施設マネジメント事前協議」において「解体」事業として承認された事業に要する経費

留意事項：解体後の土地について売却を予定している案件については、「イ 売却事業」の経費区分にて要求すること

③ 希望の街シフトアップ事業

対象経費：以下のとおり

- ◇ 令和4年度に開始を希望する政策的事業
- ◇ 令和2年度当初予算又は令和3年度予算（当初+6月補正）において「希望の街実現枠経費」区分により予算措置がなされた事業のうち継続を希望するものに要する経費
- ◇ 令和元年度以前開始の「希望の街実現枠」で予算措置された事業については、せんたく会議に基づく通知（令和3年（2021年）8月23日付け下財第801号下関市長通知または令和2年（2020年）9月17日付け下財第744号下関市長通知）において要求可（○判定）とされたもの

査定方式：一件査定

提出資料：重点事業説明資料（希望の街シフトアップ事業）

留意事項：以下のとおり

- ◇ 事業開始年度を含めて3会計年度以内に事業を終了すること（従前同様）
- ◇ 事業ごとに業績評価指標による評価を行うものであることを踏まえ、進捗・実績の管理を不断に行うこと
- ◇ 下記の事業区分のうち、該当するものを明示して要求すること
 - ・未来へと躍進する街
 - ・力強く躍動する街
 - ・安全・安心の街
 - ・改革に挑む街

④ 地方創生推進交付金事業

対象経費：「地域再生計画」に基づき交付される「地方創生推進交付金」を活用して行う事業に要する経費

査定方式：一件査定

提出資料：重点事業説明資料（地方創生推進交付金事業）

留意事項：以下のとおり

- ◇ 地域再生計画の計画期間内に限って事業を実施すること（従前同様）
- ◇ 事業ごとに業績評価指標による評価を行うものであることを踏まえ、進捗・実績の管理を不断に行うこと

⑤ 特記事業

下記「ア」から「キ」に区分

査定方式（全区分共通）：一件査定

提出資料（全区分共通）：重点事業説明資料（特記事業）

ア システム改修・運用保守経費

対象経費：以下のとおり

- ◇ 業務等に用いるシステムの改修に要する経費
- ◇ 上記システムの運用保守に要する経費のうち、歳出節が「12 委託料」「13 使用料及び賃借料」に該当するもの（システム単位での合計額が1件当たり 500 千円／年度以上のものに限る。）

イ 大規模改修経費

対象経費：施設・設備の改修に要する経費であって、1件当たりの金額が3,000千円／年度以上であるもの

ウ 新設施設に係る維持管理経費

対象経費：供用開始後2年未満の施設の維持管理に要する経費（年間を通じた経費が明らかになっているものを除く。）

エ 単年度で実施するソフト事業経費

対象経費：1会計年度に限って行うイベントや事務に要する経費

留意事項：上記ア～ウに該当するものについては各区分において要求すること

オ 制度変更に伴う見直しを要する経費

対象経費：法令・制度の改正に伴い事業費に変更が生じる経費

カ 災害復旧事業に要する経費

対象経費：災害復旧事業に要する経費

キ 県施行事業等負担金、国基準に基づき行う事業経費

対象経費：国・県が事業費及び本市の負担区分等を決定する事業に要する経費

⑥ ふるさとしものせき応援基金事業

対象経費：「ふるさとしものせき応援基金の充所要望事業に対する可否決定」において採択された事業（企画課より別途通知）に要する経費

提出資料：重点事業説明資料（ふるさとしものせき応援基金事業）

(2) 義務的経費

下記「①」から「⑤」に区分

① 人件費

対象経費：歳出節が「01 報酬」「02 給料」「03 職員手当等」「04 共済費」「05 災害補償費」「06 恩給及び退職年金」に該当する経費

査定方式：一件査定

留意事項：以下のとおり

- ◇ 事業支弁人件費については当該事業の区分において要求すること
- ◇ 常勤職員に係る経費については、令和3年度当初予算額と同額を要求すること
- ◇ 会計年度任用職員に係る経費については、職員課より通知する報酬単価等に基づいて積算し、同課に報告した額と同額を要求すること

② 扶助費

対象経費：以下のとおり

- ◇ 歳出節が「19 扶助費」に該当する経費
- ◇ 上記に準ずる補助金
- ◇ 上記に準ずる委託料
- ◇ 上記に付随する事務費

査定方式：一件査定

留意事項：以下のとおり

- ◇ 国・県制度に基づく事務・事業に要する経費については、国・県の予算編成の動向を見ながら現行制度に基づく単価で要求すること（制度改定が確定しているものについては改定後の単価で積算）
- ◇ 市単独制度として実施している事務・事業に要する経費については、事業の効果・必要性について不断の検証を行うとともに、その財源については既存制度の組換えにより捻出すること

③ 公債費

対象経費：以下のとおり

- ◇ 歳出款が「12 公債費」または歳出節が「22 償還金、利子及び割引料」に該当する経費
- ◇ 債務負担行為等による元利補給補助金
- ◇ 債務負担行為を前年度までに設定している経費のうち、歳出節が「13 使用料及び賃借料」に該当するもの

査定方式：一件査定

④ 繰出金

対象経費：「令和3年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和3年4月1日付け総財公第27号総務副大臣通知）に基づく繰出金、その他特別会計への繰出し又は地方独立行政法人に対する補助に要する経費

査定方式：一件査定

⑤ 指定管理経費

対象経費：以下のとおり

- ◇ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理に係る契約・協定を根拠として施設の管理者に対して支払う指定管理料
- ◇ 財政課より別途通知する事業経費

査定方式：一件査定

(3) 部局裁量経費

対象経費：上記（1）及び（2）に該当しない事業に要する経費

査定方式：枠配分方式（部局内での調整を尊重）

留意事項：以下のとおり

- ◇ 財政課より別途通知する額（令和3年度予算（当初+6月補正）における「部局裁量経費」をベースとして3%の減額調整を行った額）の範囲内において要求すること
- ◇ 地方財政計画の状況等により一般財源の見通しに変動が生じた場合には再調整・再配分を行う可能性があること

(4) 要求基準外経費

上記（1）及び（2）のいずれの区分にも該当せず、かつ（3）における要求が困難な経費について、本区分において要求を認めることとする。

ただし、各部局においては、以下の留意事項を十分に斟酌された上で、本区分での予算要求を検討されたい。

- ◇ 本市の厳しい財政状況に鑑み、予算編成上優先して取り扱うことは困難であること
- ◇ 本区分において要求された項目については、再度の復活要求が認められるものではなく、財政部査定以降の変更を要求するに当たっては、（3）部局裁量経費の組換えを要するものであること

3 一般財源要求限度額

従前の取扱い同様、一般財源の要求額に係る部局室ごとの上限として、財政課より別途通知する額（令和3年度予算（当初+6月補正）における一般財源額をベースに調整を行った額の100%）以内と設定する。

各部局室においては、2（3）「留意事項」における減額調整と併せてこの設定の遵守に努めるとともに、真にやむを得ない事情がある場合は、事前に財政課費目担当へ相談した上で、別途通知する様式を提出すること。

なお、下記の区分については、一般財源要求限度額とは別枠として取り扱うものとする。

- ◇ 2（1）① 主要投資事業
- ◇ 2（1）② 公共施設マネジメント推進事業
- ◇ 2（1）③ 希望の街シフトアップ事業
- ◇ 2（1）④ 地方創生推進交付金事業

4 歳入に係る留意事項

下記の費目ごとの留意事項を認識するとともに、「財政健全化プロジェクト（Ⅲ期計画）」（令和元年12月策定）に基づき、積極的な財源確保に取り組むこと。なお、歳入の見積りに当たっては、過大な見積りにより決算において歳入不足とならないよう、十分に留意すること。

（1）国・県支出金

国・県等関係機関と十分に連絡をとるとともに、制度改正等の見通しを的確に把握し、積極的な働きかけにより、国・県支出金の確保に努めること。

また、制度改正により新規事務・事業や歳出増が生じる場合には、既存事業の見直しや既定経費の圧縮・振替等による財源の確保を行うこと。

（2）使用料及び手数料

財政健全化プロジェクト（Ⅲ期計画）において、「受益者負担の見直し基準」（平成25年10月策定）に基づく使用料及び手数料の見直しを進めることとしていることを踏まえ、新規の設定または料金改定を行う場合は、要求時の資料として「使用料算定シート」を提出すること。

（3）市債

地方債残高の増嵩を防ぐ観点から、後年度の財政負担を考慮し、起債事業の選択に努め、安易に財源を地方債に求めないこと。

5 歳出に係る留意事項

「2 経費区分」の記載及び下記の費目ごとの留意事項を認識するとともに、本市の厳しい財政状況を踏まえ、事業の優先度に応じた財源の配分、事業の選択と集中を図ること。

(1) 物件費

不断の見直しにより節減に努めるとともに、下記のこと留意すること。

- ◇ 旅費については、定例的な大会・協議会への参加等は、やむを得ないものを除き取り止めること
- ◇ 需用費については、最新の「物品単価表」並びに令和3年度の実施単価を参考にすること
- ◇ 光熱水費については、調達に当たって電力小売業者を選択することが可能となっていることから、当該制度を積極的に活用の上、電気料金の削減に努めること
- ◇ 委託料については、事務・事業の委託の可能性を検討するとともに、既に実施している委託についても、業務内容、必要性、効果、採算性等を再検討し、「委託料調書」を提出すること

(2) 維持補修費

施設の長寿命化に要する経費については、老朽化の度合いや措置の緊急度等を考慮するとともに、原則として、個別施設計画を策定した上で2 (1) ② 公共施設マネジメント推進事業経費の活用を図ること。

(3) 補助金及び負担金

「下関市補助金ガイドライン」(平成29年3月策定)に基づき、不断の見直しを行うこと。
要求に当たっては、「負担金・補助金調書」を添付すること。

(4) 投資的経費

公共施設マネジメント事前協議制度については、その協議結果を尊重の上で予算要求を行うこと。
補助事業については、承認が得られず後日予算の減額又は単独に振替えることのないよう、関係機関との連絡を密にし、的確に見積ること。

なお、執行に当たっては、財源を国・県支出金、分担金、市債及びその他特定収入に求める事業について、その収入が歳入予算に比して減少する場合は、当該経費もその減少に応じて執行することとする。

6 施設の新設・増設

「下関市公共施設マネジメント基本方針」(平成27年3月策定)の趣旨を踏まえ、「公共施設の適正配置に関する方向性」(平成30年12月策定)に基づく管理運営を行っていくべきことに鑑み、施設の適正配置と施設総量の縮減の観点から、新設・増設の必要性を慎重に検討すること。

その上で、施設の新設・増設に係る予算を要求するに当たっては、中長期の管理運営計画を作成し、イニシャルコストのみならずランニングコストについても要求時の資料として提出すること。

7 企業会計・特別会計

地方公営企業法の規定を適用する企業会計については、企業経営の原理に基づき、経営の合理化を推進し、健全経営に努めること。

また、企業会計以外の特別会計については、独立採算制の理念に基づき、経営の合理化・健全化、自主財源の確保等に努め、安易に一般会計からの繰入れに依存しないこと。

あわせて、中・長期の収支計画及び今後の経営方針については、特別会計設置の趣旨を充分理解のうえ定めること。その他、一般会計に準じて要求すること。

8 不用額

予算の不用額が多額にのぼる事例が多く見受けられることについては、限りある財源の有効配分を図る上において極めて不適切であることから、予算要求に当たっては事務・事業ごとに前年度の執行率の把握に努めること。

不用額が多額となっている場合にはその原因・理由を検証した上で、年度内に執行可能な事業量を検討し、事業の必要性・合理性が低いと判断されるものについては、廃止を含めた見直しを行うこと。

9 その他

継続費、債務負担行為については、事業規模、年割額等を検討し、後年度において過重な財政負担を招かぬよう留意すること。

他の部局室と関連する事務・事業については、事前の協議を充分に行い、遺漏・重複等の無いよう留意すること。

令和4年度当初予算要求より要求書のペーパーレス化を実施することから、別途指定する方法により要求書を提出すること。